

別表

経 費	補 助 額
<p>次の経費を補助対象とする。 ただし、原則として、予算の範囲内を限度として補助するものとする。</p> <p>1 競走馬の購入</p> <p>(1) 2歳新馬</p> <p>(2) 2歳転入馬</p> <p>(3) 市場購入馬(市場で1歳時に購入した馬)</p> <p>(1) 2歳新馬には、未出走で転入した馬を含む</p> <p>(3) 市場購入馬(市場で1歳時に購入した馬)の補助は、(1) 2歳新馬への補助金との重複を認める。</p>	<p>1 (一社)埼玉県馬主会の会員</p> <p>(1) 2歳新馬 1頭あたり60万円 ただし、先着50頭までは70万円とする。 この場合、補助頭数が50頭目になる競走馬を含む能力調教試験実施日に試験に合格した競走馬は70万円とする。</p> <p>(2) 2歳転入馬 1頭あたり25万円</p> <p>(3) 市場購入馬(市場で1歳時に購入した馬) 1頭あたり購入価格(消費税除く)の30%(1,000円未満切り捨て)もしくは100万円のどちらか少ない額とする。 ここでいう市場とは、「市場購入馬補助金交付実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条に定める市場をいう。 また、実施要領第9条により、最後に繰上げ当選となった会員の場合、上記の金額以下になることがある。</p> <p>2 1以外の者</p> <p>(1) 2歳新馬 1頭あたり20万円</p> <p>(2) 2歳転入馬 1頭あたり10万円</p>

補助の条件

補助金の交付を受けた者は、次の事項について厳守する義務を負うものとする。

- 1 補助対象馬は、3歳12月末日まで浦和競馬に在きゅうするものとし、他場へ転きゅうすることはできない。これに違反した場合は、補助金の全額を返還するものとする。ただし、補助対象馬が傷害馬となったこと等により、死亡又は用途変更になった時はこの限りではない。
- 2 補助対象馬は、浦和競馬に優先出走させるものとする。